

マネージメントに関する契約書

(以下、「甲」という)と (以下、「乙」という)は、次のとおり契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (契約の目的)

乙は主に軽種馬購入、管理、販売における業務等を第4条に規定する自己のマネージメント業務(以下、「マネージメント業務」という)を甲はそれを受任した。

第2条 (契約期間)

1. 甲がマネージメント業務を行う機関は、本契約の締結日より1年間(令和 年 月 日より令和 年 月 日まで)とする。
2. 本契約の期間満了の3ヶ月前までに、甲または乙より書面にする変更または契約終了等の特別の意思表示がなされない場合は、期間終了日の翌日から起算し、さらに満1か年この契約効力を有するものとし、以後においても同様とする。

第3条 (事実の確認)

甲と乙は、本契約に先立って以下の点について確認する。

- ① 甲は、本契約に基づいて対象物件の購入、管理及び販売等を、乙の意思を最優先とした委任状により、その業務を行うものとする。(甲は受託業務を行うにあたり必ず乙の事前承諾を受けるものとする。)
- ② 甲は乙に対して、対象物件購入後も、物件の管理、報告をするものとする。おつ

第4条 (甲の役務)

本契約において甲が乙に提供するマネージメント業務の内容等については次のとおりとする。

① 斡旋業務

- (1) 軽種馬等に関する斡旋業務を指す。
- (2) 甲は乙の軽種馬の能力が最大限発揮できるように善良なアドバイスを行うとともに、その管理に最善努力する。
- (3) 甲の報酬は、乙の預託する業務の数量に関わらず、確定年間報酬とする。

② 広告宣伝・情報収集

- (1) 甲野HPの乙に関する情報を掲載し、広告活動を行う。
- (2) 甲は乙の軽種馬購入・売却のための情報収集を行う。

③ 契約書作成・条件交渉

- (1) 事前の契約条件について乙に確認し、完成した契約書の写しを乙に一部送付する。
- (2) 甲が、乙の代理人として手続等の行使、および契約書等の作成。

④ スケジュール管理・調整・報告(写真、動画、健康状態レポート)

⑤ 契約金等の入出金管理

⑥ トラブル・クレームへの対応

- ⑦ 上記の他、甲乙別途合意する業務及び乙が自己の業務等に専念するために必要な事項並びに以上に付随する一切の業務

第5条 (甲の報酬)

乙は、第4条に定めたマネージメント業務一切の対価として、月額報酬 円

(消費税込み)を、マネジメント料として甲に支払う。その支払方法は甲乙双方において別途取り決める。

第6条 (甲の業務)

甲は、本契約により受託した業務に関し、真摯にこれを行い、いついかなる時も乙の利益を優先する。

第7条 (社会的信用)

1. 甲乙は、一般社会通念からみて、相手方の社会的信用の失墜を招く言動を行ってはならない。

第8条 (支払等)

1. 甲が代理收受した乙の契約金額等は一旦甲が受領し、毎月末日に締めその翌日10日までに、甲が乙指定の銀行口座宛て振込により送金する。但し、乙が承諾した場合はこの限りではない。

第9条 (経費負担)

甲の役務提供に関連して発生した経費(取材等の旅費交通費・宿泊費、通信費、飼料購入費、打合せ飲食費及びHP作成料等広報活動費等)は全て甲の負担とする。但し、甲乙協議のうえ乙が書面により負担すると了解したものについてはこの限りではない。

第10条 (機密保持)

甲乙両者は、本契約期間中は勿論のこと、本契約の終了後といえども、本契約及びこれに付帯刷る覚書等の内容並びに本契約等の締結に基づき知り得た相手方の業務上の機密を、第三者に漏洩してはならないものとする。但し、以下の場合を除くものとする。

- ① 乙の二次利用に関する内容を含む契約を、第三者に開示する場合
- ② 公的機関から開示を求められ、法的開示義務を負う場合
- ③ 弁護士、公認会計、税理士その他、第三者に情報を開示しないことにつき法令上の義務を負う者に対して情報を開示する場合

第11条 (裁判管轄)

本契約に関する一切の訴訟については、日本国法に準拠するものとし、札幌裁判所を第一審の専属的合意管轄とするものとする。

第12条 (契約解除・損害賠償)

1. 甲乙いずれかが本契約の各条項に違反した場合、違反者の相手方は違反者に対し、相当な期限を定めて契約の履行を催告するものとする。
2. 前項の催告にも拘わらず期間内に是正が見られない場合、本契約は一方の意思のみにより解除できるものし、同時に違反者は相手方の被った被害を直ちに補償するものとする。
3. 甲が第三者との間で乙の業務等に関する契約等を締結する際に、当該契約により生じた二次使用の業務を行っているにもかかわらず、乙の業務に係る全権を委任された代理人として第三者と二次使用に関する契約等を締結し、かつ、乙に被害を与えた場合、甲は直ちに乙に対しその損害を補償しなければならない。

第13条 (定めなき事項)

甲乙両者は、本契約が延滞なく履行されるように努力し、本契約に定めなき事項または予測されざる事態が生じた場合には、信義誠実の原則に基づき、甲乙協議のうえ円満に解決するもの

とする。

第14条（修正・変更）

本契約の修正・変更は、文書による甲乙間の合がない限り効力を有しないものとする。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲（受託者） （住所）
 （氏名）

⑩

乙（委託書） （住所）
 （氏名）

⑩

